

平成22年度（追加申請用） 競争入札（見積）参加資格審査申請要領

今回の追加申請は、平成21・22年度において、入札参加資格者名簿に登載されていない方が対象となります。すでに平成21・22年度の入札参加資格者名簿に登載されている方は、改めて申請の必要はありませんのでご注意ください。

申請書の提出に当たっては、この要領をよく読んで正確に記入し、誤りや記入漏れのないようにしてください。

なお、申請書及び添付書類に、故意に虚偽の記入をしたときは、入札参加資格を取り消します。

また、この要領には、申請後に住所や代表者などが変更になった場合の手続きについて記載されていますので、資格の有効期間中は大切に保存しておいてください。

越谷・松伏水道企業団

《問合せ先》

総務課庶務係

〒343-8505

越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

TEL 048-966-3931（内線255）

《申請にあたっての留意事項》

1 申請にあたっての注意事項

(1) 事業所単位の申請について

申請については、「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「事業所単位（本店、支店又は営業所等）」で申請してください。

※代理人を置く事業所が申請する場合は、委任状（様式2）を併せて提出してください。

(2) 営業許可等について

建設工事、設計・調査・測量及び物品売買等の申請をする場合、許可、登録等が必要となりますので、必ず有効なものであるか確認のうえ申請を行ってください。申請後に許可切れ等が判明した場合は、登録をいたしません。

(3) 納税状況及び納税証明書について

申請にあたっては、「消費税及び地方消費税（「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれか）」について「未納がない」ことが要件となります。また、越谷市内又は松伏町内の事業所が申請を行う場合は、越谷市又は松伏町の「法人市・町民税又は市・町民税」の2事業年度分についての完納が要件になります。

(4) 使用印鑑について

契約に使用する印鑑については、申請書の「使用印」欄に押印した印鑑を使用してください。

(5) 会社の代表者と代理人について

越谷・松伏水道企業団では、代理人がその会社の代表者と同一人であることを認めておりません。委任する場合は、会社の代表者以外の方で、当該事業所を代表すべき方に委任し、申請してください。

(6) その他

物品等の中で「印刷」を申請する場合は、印刷設備を有し、自社で印刷が可能なことが要件となります。一括再委託は認めておりません。

2 申請後の変更について

申請受理後は、基本的に内容を変更することができませんので、誤りのないよう記入してください。申請書提出以降、平成22年4月1日までに情報の変更等があった場合は、入札（見積）参加者名簿が有効となった日（平成22年4月1日）以後に変更申請を行ってください。

変更申請の詳細については、越谷・松伏水道企業団のホームページをご覧ください。

《申請案内》

1 資格審査申請対象者

(1) 申請対象者

平成 21・22 年度において、入札参加資格者名簿に登載されていない方で、平成 22 年度において、越谷・松伏水道企業団が締結する契約の競争入札等（一般競争入札及び見積書提出等を含む）の入札参加資格者名簿に登載を希望する事業所が対象となります。

(2) 対象契約

平成 21・22 年度において、入札参加資格者名簿に登載されていない方で、平成 22 年度において、越谷・松伏水道企業団が締結する下記（3）に掲げる契約の競争入札等（一般競争入札や随意契約の見積書提出依頼等を含む）に参加を希望する方は、必ず競争入札参加資格審査申請をしてください。

(3) 対象業務

①建設工事

②設計・調査・測量（以下「設計等」）

③物品売買、印刷、役務等（以下「物品等」）

※申請業種の詳細については、別紙「コード表」を参照

2 申請できない方

(1) 次のいずれかに該当する方は、申請できません。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する方（なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除きます。）

②申請日前 2 年間に於いて、振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている方

③施行令第 167 条の 4 第 2 項及び第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する方

④極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、越谷・松伏水道企業団競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から 3 年間経過していない方

⑤消費税及び地方消費税、法人市・町民税（個人の場合は市・町民税）が未納な方

⑥登録、免許、許可等を営業の要件としている業種について、当該登録、免許又は許可等を受けていない方

(2) 『建設工事』を申請する場合、次のいずれかの該当者は申請できません。

①申請する業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1

項の規定による許可を受けていない方（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で許可を受けていない方も含みます。）

②申請する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において、有効なもの）を受けていない方

(3)『設計・調査・測量』を申請する場合、次に該当する方は、その業務の申請はできません。

①測量業務について、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）を受けていない方（代理人を置く事務所が申請をする場合は、その事務所で登録を受けていない方も含みます。）

②建築関連コンサルタント業務について、建築士法（昭和25年法律第202号）に掲げられる業務を受注しようとする方で、同法第23条第1項の規定による登録（建築士事務所登録）を受けていない方（代理人を置く事務所が申請する際に、その事務所で登録を受けていない場合は、本店の登録通知書（写）が必要となります）。

3 申請受付

(1) 受付方法

越谷・松伏水道企業団総務課庶務係（下記）まで必要書類を揃えて郵送してください。

※基本的に、持参での受付はいたしません。

※提出書類に不備、不足がある場合は、こちらから電話連絡いたしますので、追加の提出をお願いします。

越谷・松伏水道企業団総務課庶務係

住所：埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

(2) 受付期間 **平成22年1月6日（水）から1月22日（金）まで**
(22日の消印有効)

4 審査結果等

(1) 審査結果

平成22年3月下旬に、同封していただく封筒にて審査結果を郵送します。

(2) 資格の有効期限

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間

5 注意事項

(1)「経常建設業共同企業体」については、今回の資格申請の対象ではありません。

6 申請書類

下記の「申請書及び添付書類一覧」を参考に、該当する業種に必要な申請書類及び添付書類を揃えて提出してください（「様式1」のみ正副2部（副はコピーでも可）を提出してください）。

申請書類の様式は、越谷・松伏水道企業団のホームページに掲載します。

II 申請書及び添付書類の提出について

1 申請書及び添付書類一覧

No.	書類名	説明 (頁)	申請業種別提出書類		
			建設工事	設計等	物品等
1	競争入札参加資格審査申請書（様式1） ※正副2部提出（副はコピーでも可）	7	○	○	○
2	委任状（様式2） ※代理人を置く事業所が申請する場合のみ	8	△	△	△
3	身分（元）証明書の写し ※個人事業者のみ	8	△	△	△
4	後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）の写し ※個人事業者のみ	8	△	△	△
5	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し ※法人事業者のみ	9	△	△	△
6	建設業許可通知書又は許可証明書の写し ※代理人を置く事業者が申請する場合は、建設業許可申請書の写しも提出してください。 ※申請日現在有効なもの	9	○		
7	組合員名簿（様式3） ※中小企業等協同組合のみ	9	△		
8	経営規模等審査結果通知書（総合評定値通知書）の写し ※審査基準日が平成20年7月1日以降で、直近のもの	9	○		

9	官公需適格組合証明書の写し 5 以内の組合員の総合評定値通知書の写し ※官公需適格組合が申請する場合のみ	9	△		
10	官公需適格組合資格審査数値計算表(様式4) ※官公需適格組合が申請する場合のみ	9	△		
11	技術職員情報(様式5)	10		○	
12	直近2年分の決算書又は確定申告書の写し	10		○	○
13	消費税及び地方消費税の納税証明書の写し (「その3」「その3の2」又は「その3の3」 のいずれか1部)	10	○	○	○
14	法人市・町民税又は市・町民税の納税証明書の写し(過去2年分) ※越谷市又は松伏町の事業所で申請する場合のみ	10	△	△	△
15	ISO 認証取得登録証の写し ※認証取得済みの事業者のみ	11	△	△	△
16	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ※埼玉県内に本店を有する事業者のみ	11	△		
17	監理技術者証の写し(建設工事関係) ※10人以上の場合は名簿でも可	11	△		
18	通知書、技術者の資格証等の写し(建設工事関係)	11	△		
19	登録通知書又は登録証明書の写し(設計等)	12		△	
20	登録・許可証明書の写し(物品等)	13			△
21	官公庁契約実績を証明する契約書の写し	8	△	△	△
22	審査結果通知用封筒(1通) ※長形3号(又は洋長形3号)で、90円切手を貼り、送付先を記入したもの。	14	○	○	○

※ 「○」は必須。「△」は該当者のみ提出

2 申請の単位

「事業所単位(例:本店、支店、営業所等)」で申請してください。

本店と支店で申請業務を分けて申請を希望する場合は、それぞれの事務所で申請書の提出が必要となります。

また、会社としての情報(例:営業年数等の情報)については、申請する事業所全て同じ情報を記入するようにしてください。

3 申請の方法

(1) 申請書

申請希望業務に基づき、上記のとおり必要な申請書を提出してください。

建設工事、設計等及び物品等に重複して申請する場合は、それぞれに必要な申請書類を作成してください。ただし、添付書類（本要領4～5ページの一覧表における No.2,3,4,5,12,13,14,15,22）は、申請業種が複数でも1部で結構です。

※申請書類は、基本的にA4に統一して作成してください。

※申請書類に、記入漏れや不足等があった場合は、こちらから電話連絡し、再提出等をお願いすることになりますので、そのようなことのないよう確認をお願いします。

(2) 押印について

代表者印（事業所へ業務を委任する場合は、事業所の代表者印）を押印してください。

契約に際し社印を併用する場合は、事業所の社印も押印してください。

(3) 提出部数

申請書類一式は、「様式1」を除き1部を提出してください。「様式1」は、正副2部（副はコピーでも可）を提出してください（「副」には受付印を押印し、控えとして審査結果とともに返送いたします。）。

(4) 提出時の提出書類の形態

提出書類は、本申請要領4ページの「申請書及び添付書類一覧」の番号順に並べ（「様式1」の副本は正本の次に並べてください。）、そのままクリップ等で留めたりフラットファイルで綴じたりせずに（ただし、ホッチキス留め等されているものはそのままかまいません。また、様式1及び様式5はそれぞれホッチキスで綴じてください。副本も同様です。）封筒（大きさ等任意）に入れて提出してください。

Ⅲ 申請書及び添付書類の作成について（記入要領）

【記入及び提出に関する注意事項】

(1) 全ての情報については、作成日現在の情報を記入してください。

(2) 全ての書類については、できるだけデータを入力して印刷されることを希望しますが、手書きでも結構です。

(3) 申請書様式は、エクセルのバージョンやプリンタの種類により、出力のされ方が異なる可能性があります。出力した際に、印刷がずれる場合は、同様式のPDF版を越谷・松伏水道企業団のホームページに掲載しておりますの

で、そちらをご確認いただき、適宜余白等を修正して出力し、提出していただくようお願いいたします。

1 競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- (1) 冒頭の「競争入札参加資格申請書」の後ろの括弧内の「建設」（＝建設工事）、「設計」（＝設計等）、「物品」（＝物品等）のいずれか該当する申請業種に「○」を付けてください。
- (2) 日付は、作成日について、平成22年1月6日から1月22日の間の日付を記入してください。
- (3) 「申請者」は、申請する事業所の名称（支店や営業所名）やその代表者の職名、氏名を記入してください。
- (4) 「登録対象者（本社、本店、個人等）」欄
 - ① 貴社又は代表となる本社等の情報を記入してください。
 - ② 「E メールアドレス」については、会社の代表的なものがあればそれを記入し、ない場合は営業担当部署又は営業担当者のもを記入してください。
- (5) 「申請事業所（代理人）情報」欄
 - ① 代理人を置く場合は、当該欄に事業所に関する情報を記入してください。
 - ② 「社印」は、契約時に代表者印と合わせて社印（角印等）を使用する事業者の場合に押印ください。
- (6) 申請業種情報
 - ① 申請業種は、「建設工事」については5業種、「設計等」及び「物品等」については6業種まで申請（登録）できます。
 - ② 「コード」欄には、別紙の「コード表」を参照し、申請する業種の番号を数字で記入してください。
 - ③ 「名称」は、別紙の「コード表」を参照し、申請する業種の名称を記入してください。
※エクセルで入力する場合は、「コード」に数字を入れると、「名称」が記入されるようにしてあります。
 - ④ 「備考」欄は特に使用しなくて結構ですが、貴社の得意分野や、業務を請け負う際の特記事項等がありましたらご記入ください。ただし、「その他のコンサルタント」及び「その他の業務」を申請する場合は、その内容について具体的に記入してください。
- (7) 「経営状況等」欄
 - ① 「営業年数」は、申請業務のうち、営業年数の長いものを記入してください。
 - ② 「従業員数」には、非常勤の役員等を除いた人数を記入してください。

(8) 「過去2か年の申請業種に関する売上高」欄

- ①当該申請業種（建設工事、設計等、物品等の枠組みで総額を記入してください。）にかかる直近2か年の事業年度に関する売上高について記入してください。

(9) 営業担当連絡先（申請事業所）

- ①申請事業所における、当企業団の営業担当者の情報について記入してください。

(10) 申請担当連絡先

- ①この申請内容について問い合わせる際の間合せ先担当者の情報について記入してください。行政書士等が窓口となる場合は、その行政書士等の情報についてご記入ください。

(11) 過去2年間の官公庁契約実績

- ①平成20年度及び21年度における、官公庁との契約実績について、各申請業種に対し2件までご記入ください。2件以上ある場合は、金額の大きいもの上位2件についてご記入ください。また、その契約書（件名及び契約者が記入されている部分のみ）の写しを添付してください。
- ②「業種コード」欄には、コード表を参照し、申請する業種の番号を記入してください。
- ③「件名」「金額」欄には、契約書に記入されているものを正確に記入してください。
- ④「発注機関」欄には、発注元である官公庁名を出先機関まで正確に記入してください。

2 委任状（様式2）

- ・ 代理人が申請する場合に、必要事項を記入して提出してください。

3 身分（元）証明書の写し

- ・ 個人事業者のみ提出してください。
- ・ 申請日前3か月以内の代表者のもので、現状を反映しているもの（本籍地の市町村で発行）としてください。

4 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明

- ・ 個人事業者のみ提出してください。
- ・ 申請日前3か月以内の代表者のもので、現状を反映しているものとしてください。

《参考》東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8226 千代田区九段南 1 - 1 - 15 (九段第 2 合同庁舎) 4 階

☎ : 03 - 5213 - 1360 (直通)

※ 窓口申請であれば、各法務局又は地方法務局戸籍課でも可

5 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し

- ・ 法人のみ提出してください。
- ・ 申請日前 3 か月以内のもので、現状を反映しているものとしてください。

6 申請日現在有効な建設業の許可通知書又は許可証明書の写し

代理人を置く事業所（「支店等」の場合）が申請する場合、その事業所で建設業許可を受けているか確認するため、その事業所の登録業種がわかる書類（建設業許可申請書及び別表のコピー、又は建設業許可変更届のコピー）を許可通知書等と併せて提出してください。

7 組合員名簿（様式 3）

- ・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需確保法及び同法施行令に規定する組合）のみ提出してください。
- ・ 越谷・松伏水道企業団に入札参加資格審査申請を行う組合員についてのみ記入してください。
- ・ 記入する組合員は上記に該当する全組合員を対象とします。
- ・ 組合員名が個人の場合は個人名を、企業の場合は企業名を記入してください。

8 経営事項審査結果通知書（総合評定値通知書）の写し

申請時において有効な審査基準日（平成 20 年 7 月 1 日以降のもの。複数ある場合は審査基準日が直近）のものを提出してください。

申請日現在、提出できる経営事項審査の総合評定値通知書がない場合は、申請を受理しません。

9 官公需適格組合が申請する場合に必要な書類

- ①官公需適格組合証明書の写し
 - ②官公需適格組合の 5 以内の組合員の総合評定値通知書の写し
- ・ 申請時において、有効な審査基準日のもの（複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）

③官公需適格組合資格審査数値計算表（様式4）

10 技術職員情報（様式5）

ここには、審査基準日現在の会社全体の技術職員の資格情報を記入してください。

ただし、人数については、1人で複数の資格を持っている場合は、持っている資格全てを計上してください。（例：ある職員が技術士の「道路」と「測量士」の2つの資格を持っている場合、それぞれの項目に「1」人を計上することになります。よって、資格区分ごとに、延人数を記入することになります。また、合計職員数も延人数です。）

※法人が申請する場合は、会社全体の人数を記入してください。（1法人で複数の事業所で申請する場合は、すべての申請事業所のこの欄の人数は同じになります。）

※一人の方が、同じ資格で等級の異なる資格を取得している場合は、等級の上位の資格を記入してください。

11 直前2年分の決算書又は確定申告書の写し

- ・申請時点で直近の決算のものを提出してください。（決算手続きが完了しているもの）
- ・法人 ⇒ 貸借対照表、損益計算書
- ・個人 ⇒ 所得税確定申告書控え、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の写し、申告決算書（青色申告決算書等）

12 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

（その3、その3の2、その3の3の種類の内いずれか1部）

- ・全業者が対象です。
- ・申告先の税務署の発行したもので申請日前3か月以内のもの
- ・免税事業者であっても、必ず提出してください。
- ・消費税又は納税証明書については、申告先の税務署へ問い合わせてください。

※未納の場合は、申請を受理しません。

13 法人市・町民税又は市・町民税の納税証明書の写し（2年分）

- ・越谷市内・松伏町内に事業所があり当該事業所で登録申請する場合は提出してください。
- ・越谷市・松伏町が発行したもので申請日前3か月以内のもの（完納されていること）

(「法人」：申請日直前の2事業年度分、「個人」：平成19・20年度分)

- ・ 非課税事業者は非課税証明書の写しを提出してください。

※未納の場合は、申請を受理しません。

1.4 ISO 認証取得登録証等の写し

- ・ 認証取得事業者のみ提出してください。
- ・ 認証の範囲は、申請業務について取得している場合が対象となります。
例：「土木」の申請で、「物品販売」での認証取得では対象となりません。
- ・ 対象規格

ISO9001、ISO14001、ISO27001

ISMS、プライバシーマーク

※ (財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関等に認定されている審査登録機関が発行した登録証とします。

1.5 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し

- ・ 県内に本店を有する業者の方で、協会に加入している方のみ提出してください。

1.6 監理技術者資格証の写し

- ・ 建設工事請負業務を申請する場合で、直接的かつ恒常的な雇用にある者で (財) 建設業技術者センターから「監理技術者資格証」の交付を受けた方がいる場合は、監理技術者資格証の裏表の写しを提出してください。(10人以上いる場合は名簿でも可)

1.7 通知書、技術者の資格証等の写し (建設工事関係)

建設工事の業務を申請する場合で、次の表の工事の受注を希望するときは、届出書等の写しを提出してください。

業種	工事分類名	資格情報	登録機関名
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届の『届出受理通知書』	都道府県知事 各経済産業局長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した『特例浄化槽工事業業者届出書』	埼玉県知事

電気通信 工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく『 工事担任者資格者証（アナログ第1種、アナログ第2種または総合種） 』	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく『 工事担任者資格者証（デジタル第1種、デジタル第2種または総合種） 』	
消防施設 工事業	水消火設備工事	消防法に基づく『 甲種第1類消防設備士の免状 』	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく『 甲種第2類消防設備士の免状 』	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく『 甲種第3類消防設備士の免状 』	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく『 甲種第3類消防設備士の免状 』	都道府県知事
	火災報知設備工事	消防法に基づく『 甲種第4類消防設備士の免状 』	
	避難設備工事	消防法に基づく『 甲種第5類消防設備士の免状 』	
排煙設備工事	消防法に基づく『 甲種第4類消防設備士の免状 』		

※電気工事業開始届の「届出受理通知書」についての問い合わせ先

- ・営業の範囲が県内

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話：048-830-2978

- ・営業の範囲が都道府県をまたがり、かつ経済産業局の局内

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話 048-600-0385

18 通知書又は登録証明書の写し（設計・調査・測量）

設計・調査・測量の業務を申請する場合で、次の表の業務の登録がある場合は、確認のため、登録通知書又は登録証明書の写しを提出してください。

登録名称	根 拠	登録機関名
測量業者登録	測量法第55条の5第1項の規定に基づく測量業者としての登録。	国土交通大臣 (地方整備局長)
建築士事務所登録 (建築関連コンサルタント)	建築士法第23条の③第1項の規定に基づく登録。	都道府県知事
地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録。	国土交通大臣 (地方整備局長)
補償コンサルタント登録	補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録。	国土交通大臣 (地方整備局長)
建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録。	国土交通大臣 (地方整備局長)
不動産鑑定業者登録	不動産鑑定評価に関する法律第22条の規定に基づく登録。	国土交通大臣 都道府県知事
計量証明事業者登録	計量法第107条の規定に基づく登録。事業区分ごとに登録している。(長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル)	都道府県知事

- 測量業務で指名参加登録を希望する場合、本店登録のときは測量業者登録通知書等（写）、代理人登録のときは測量業者登録通知書等（写）とその委任先事業所が測量業者登録を受けていることが証明できる書類が必要です。
- 建築関連コンサルタント業務で指名参加登録を希望する場合、本店登録であっても代理人登録であってもその当該事業所の建築士事務所登録通知書等（写）が必要です。
ただし、代理人登録で委任先の事業所が建築士事務所登録をしていない場合、委任先は「建築士法に基づく業務以外の業務」でしか登録できず、この場合は本店の登録通知書（写）が必要となります。
- 補償コンサルタント業務のうち、不動産鑑定で指名参加登録を希望する場合、本店登録のときは不動産鑑定業者登録通知書等（写）、代理人登録のときは不動産鑑定業者登録通知書等（写）とその委任先事業所が不動産鑑定業者登録を受けていることが証明できる書類が必要です。
- 建設コンサルタント業務のうち、計量証明で指名参加登録を希望する場合、本店登録であっても代理人登録であってもその当該事業所の計量事業登録通知書等（写）が必要です。

19 登録・許可証明書等の写し（物品等）

以下の業務を申請する場合は、証明書等の写しを提出してください。

業種コード	業種	種目	登録証・許可証
011	医療・福祉関連	医療機器	薬事法第 39 条に基づく都道府県知事等の許可証及び届出証の写し (高度管理医療機器、管理医療機器、特定保守管理医療機器を取り扱う場合のみ)
		医療用薬品	薬事法第 4 条及び第 24 条に基づく都道府県知事等の薬局等医薬品販売業許可証の写し
		一般用薬品	
		救急自動車積載品	①薬事法第 4 条及び第 24 条に基づく都道府県知事等の薬局等医薬品販売業許可証の写し ②薬事法第 39 条に基づく都道府県知事等の許可証及び届出証の写し (高度管理医療機器、管理医療機器、特定保守管理医療機器を取り扱う場合のみ)
023	清掃	浄化槽清掃保守点検	①浄化槽法第 35 条に基づく市町村長の浄化槽清掃業許可証の写し ②浄化槽法第 48 条に基づく都道府県知事等の浄化槽保守点検業登録証の写し
025	警備	機械警備	①警備業法第 4 条に基づく認定証 ②警備業法第 40 条に基づく公安委員会の機械警備業届出書の写し
		人的警備	①警備業法第 4 条に基づく警備業認定証の写し ②警備業法第 9 条に基づく埼玉県公安委員会の営業所の届出書の写し(埼玉県外に本店を有する場合のみ)
028	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に基づく越谷市長・松伏町長の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

	一般廃棄物処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づく越谷市長・松伏町長の一般廃棄物処分業許可証の写し
	産業廃棄物収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく都道府県知事等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
	産業廃棄物処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく都道府県知事等の産業廃棄物処分業許可証の写し

20 審査結果通知用封筒（1通）

審査結果を通知するためのものとして、封筒1通（大きさは、長形3号又は洋長形3号）に90円切手を1枚貼り、宛名に、結果の送付先となる郵便番号、住所、会社名及び部署名等を記入しておいてください。

IV 申請後の注意事項

1 名簿の公開について

入札参加資格者の名簿については、平成22年4月以降に公開する可能性があります。

2 登録された情報の変更について

申請後、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに必要な書類を添えて、競争入札参加資格者変更届を提出してください。

	変更事項	添付書類
1	商号又は名称（法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又はそれを証する書類の写し（変更日が確認できるもの） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）
	商号（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）
2	本店・主たる営業所の所在地（法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又はそれを証する書類の写し（変更日が確認できるもの） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）
	住所・主たる営業所の所在地（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（変更日が確認できるもの） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）

3	代表者（法人）	・登記事項証明書又はそれを証する書類の写し（変更日が確認できるもの）（委任状、身分（元）証明書は不要）
	代表者の役職名又は氏名の改名等（法人）	
	事業主の改名（個人）	・住民票（変更日が確認できるもの）の写し
4	本店・主たる営業所等の電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレス	なし
5	代理人	・委任状
6	代理人の改名	・住民票の写し（変更日が確認できるもの）
	代理人の役職名	・委任状
7	代理人を置く営業所等の名称・所在地	・委任状 ・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）
8	代理人を置く営業所等の電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレス	なし
9	建設許可番号・設計・調査・測量等の許可（登録）の変更等	・許可（登録）通知書（証明書）等の写し。ただし、「測量」「建築士事務所」「不動産鑑定」「計量事業」の登録については、申請事業所が登録されていることを証する書類も提出してください。
10	監理技術数	・監理技術者資格証の写し
11	I S O 認証取得の有無	・取得（I S O 認証取得登録証の写し） ・失効 なし
12	行政書士の氏名、連絡先	なし
13	使用印鑑	なし
14	許可区分	・許可（登録）通知書（証明書）等の写し
15	許可の取消等	・許可取消又は消除の通知書の写し、許可更新がされなかった旨を記載した書面
16	中小企業等協同組合等の組合員	・組合員名簿

3 参加資格の抹消について

(1) 入札参加資格者が次に掲げる事項に該当するときは、その者の入札参加資格を抹消します。

- ① 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者となったとき。
- ② 越谷・松伏水道企業団契約規則（昭和 59 年規則第 39 号）第 3 条（同規則第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により、市の一般競争入札又は指名競争入札に参加させない者となったとき。
- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると企業

長が認めるとき。

- ④刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第2項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると企業長が認めるとき。
 - ⑤金融機関から取引を停止されたとき。
 - ⑥事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき。
 - ⑦入札参加資格の抹消を申し出たとき。
- (2) 入札参加資格者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者の当該業務(業種)について入札参加資格を抹消します。
- ①建設工事にあつては、入札参加資格を有している業種について、その業種の許可を受けていない者となつてから90日を経過したとき。
 - ②測量業務の入札参加資格者が、測量業者登録を受けていない者となつてから90日を経過したとき。
 - ③入札参加資格を得ている業種について、営業を廃止したとき。
 - ④当該業務(業種)について入札参加資格の抹消を申し出たとき。
- (3) 入札参加資格者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者の入札参加資格を抹消することがあります。
- ①入札参加資格審査申請書又は添付書類(当該申請書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に虚偽の記載をしたとき。
 - ②経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - ③変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき。
 - ④営業停止命令、営業の休止又は官公需適格組合としての証明を得られない者となつたことについての届け出を怠ったとき。
 - ⑤変更届、承継申請書又はそれらの添付書類(当該届書、申請書及び書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に虚偽の記載をしたとき。

4 その他

(1) 提出情報の照会等

入札参加資格者又は入札参加資格者の役員等について、暴力団関係該当の有無を所轄の警察署に照会する場合があります。

(2) 債権者登録

越谷・松伏水道企業団では、契約事業者への工事や業務完了後の支払いにあたり、債権者登録をしていただいています。当企業団の債権者登録をされていない事業所については、当企業団のホームページを参照いただき、申請書と併せて債権者登録に必要な書類についても提出していただくよう願います。

《参照》 <http://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/6,0,35.html#1>